

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
勝山市	北郷町(西妙金・檜曾谷・新町・志比原・上森川・下森川・東野・上野・伊知地・坂東島)	令和3年2月26日	

## 1 対象地区の現状

①北郷町の耕地面積	204.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	107.1ha
③アンケート調査等に回答した地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	76.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	58.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	42.8 ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

<p>・西妙金・檜曾谷・新町・志比原・上森川・下森川の農地</p> <p>①複数の認定農業者によって耕作されているが、後継者がいない認定農業者もいる。また、そのほかの自作農業者も後継者がいないことが多い。</p> <p>②獣害対策、水管理及び畔の草刈り対応も困難な状況にある。</p> <p>・東野、伊知地、上野、坂東島地区の農地</p> <p>①東野地区の認定農業者のA氏とB氏、伊知地地区のC氏が多くの農地を耕作している。</p> <p>②自作している農家もいるが、後継者がいない場合が多い。</p> <p>③区画整理されている農地はA氏が今後も耕作してくれるが、区画整理されていない農地も守っていく必要がある。また、草刈り、獣害が大変である。</p>
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>北郷町西妙金・檜曾谷・新町・志比原・上森川・下森川の6地区で(農法)S農事組合を設立し、地区の農地を担っていく。</p>
<p>区画整理されている農地はT法人を中心に集積・集約化を推進していく。</p> <p>伊知地区内の小区画農地など圃場条件が悪い農地については、伊知地の有志により農地を守っていく。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲、麦、そば	68.2 ha	水稲、麦、そば	0 ha	北郷町
認農	B	水稲、麦、そば	11 ha	水稲、麦、そば	0 ha	北郷町
認農	C	水稲、麦、そば	9.4 ha	水稲、麦、そば	9.4 ha	北郷町
認農	D	水稲、麦、そば	8.7 ha	水稲、麦、そば	8.7 ha	北郷町
認農	E	水稲、麦、そば	10.3 ha	水稲、麦、そば	10.3 ha	北郷町
認農法	F法人	水稲、麦、そば	12.8 ha	水稲、麦、そば	12.8 ha	北郷町
認農法	G法人	水稲、麦、そば	2.3 ha	水稲、麦、そば	2.3 ha	北郷町
認農	H	水稲、麦、そば	3.5 ha	水稲、麦、そば	3.5 ha	北郷町
認農	I	水稲、麦、そば	6.5 ha	水稲、麦、そば	6.5 ha	北郷町
	J	水稲	0.8 ha	水稲	1 ha	北郷町
	K	水稲	2 ha	水稲	2.5 ha	北郷町
	L	水稲	3.2 ha	水稲	4 ha	北郷町
	M	水稲	0.8 ha	水稲	1 ha	北郷町
	N	水稲	0.9 ha	水稲	0.9 ha	北郷町
	O	水稲	1.3 ha	水稲	1.3 ha	北郷町
	P	水稲	2 ha	水稲	2 ha	北郷町
	Q	水稲	2.1 ha	水稲	2.1 ha	北郷町
認農	R	水稲、ねぎ	2.7 ha	水稲、ねぎ	3 ha	北郷町
認農法	S法人	水稲	0 ha	水稲	20 ha	北郷町
認農法	T法人	水稲、麦、そば	0 ha	水稲、麦、そば	100 ha	北郷町
計	21人		148.5 ha		191.3 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>T法人及び(農法)S農事組合を地域の中心経営体として、経営の健全化を図っていく。</p>
<p>・西妙金・檜曾谷・新町・志比原・上森川・下森川の農地の獣害対策(電気柵等)や草刈りについては、地区の事業として取り組んでいこう協議を進めていく。</p>
<p>・東野、伊知地、上野、坂東島地区の農地は、既に獣害対策(電気柵等)や草刈りを地区の事業として取り組んでいるので、今後もこの事業を継続していく。</p>